

野見宿禰伝承地の形成と顕彰

大日方 克己*

Formation and Honoring of Nomi-Sukune Tradition Site

OBINATA Katsumi

キーワード：野見宿禰、当麻蹶速、伝承地、相撲、出雲

はじめに

『日本書紀』は垂仁天皇7年7月7日の記事として、出雲から呼び寄せられた野見宿禰が当麻蹶速と角力をした話を記している。野見宿禰は当麻蹶速の脇骨を蹴折り、腰を踏み折って殺してしまう。蹶速の地を奪い野見宿禰に与えられた。腰折田という。以後、野見宿禰は天皇に仕えたという⁽¹⁾。

また垂仁天皇32年7月6日の記事として、皇后日葉酢媛命が死去したとき、野見宿禰の進言で、それまでの慣習だった生人を埋めることをやめ、かわりに出雲から土部100人を呼びよせ、土で人や馬などの形を作り陵墓に立てた。これを埴輪といい、以後、陵墓には埴輪を立てることにした。野見宿禰は土師氏の祖となり、土師氏は土師部を率いて天皇の喪葬に奉仕するようになったという話も記している⁽²⁾。野見宿禰は相撲の開祖、殉死を廃して埴輪を創始した者として認識されていくことになる。

現在、こうした野見宿禰にまつわる伝承地が各地に存在し、なかには自治体の地域振興、観光スポットにも利用され、また信仰の対象

にされているものもある。それらの伝承地がどのように形成されてきたか、個別伝承地ごとには、自治体史や博物館等の図録、地域史により、ある程度の検討はされているが、その根拠や意義づけは必ずしも明確とはいえない部分もある。各地の伝承地形成を全体として俯瞰する試みも十分ではない。

本稿では、改めて個々の伝承地の形成と顕彰の過程を整理し、どのような人々、どのような歴史的背景が関わっていたのかを考えてみたい。

このことは近年研究が盛んになっている、神話・伝承が現実の地と結びつけられて実体化し、顕彰など諸活動を通じて地域の歴史意識を形成していく問題の一事例にとどまらない。野見宿禰が近代の歴史的展開のなかでどのように位置づけられてきたか、それは近代の相撲の展開とどのようにかかわってきたか、そしてそれは相撲・スポーツと天皇・ナショナリズム・戦争にも関わる問題として⁽³⁾、地域社会の歴史と結びつけながら展望することにつながっていくはずである。本稿はそのための基礎作業でもある。

* 島根大学法文学部社会文化学科

1. 腰折田—野見宿禰が獲得した田地

野見宿禰関係伝承地のなかで、最初に実体化されていったのが腰折田である。

垂仁紀の話は本来、土師氏の始祖伝承であり、土師氏がある時期、当麻地域に「腰折田」を領有していたことの由来を語るものだった。平安後期の『菅家御伝記』になると、菅原氏（土師氏）の始祖としての野見宿禰伝承は、『日本書紀』をもとにしながら、腰折田に関する記述を欠いている⁽⁴⁾。腰折田そのものが再解釈され続ける伝承からは消えていったといえる。

しかし『日本書紀』に拠る限りは、実体はともあれ地名として腰折田は存在していなければならない。そうした意識から、近世の名所記、名所図会類では腰折田が紹介され続ける。

延宝9年（1681）の『和州旧跡幽考』（『大和名所記』）では、「腰折田 所しらず」と記し、『日本書紀』垂仁7年紀の角力話を紹介して「其邑に腰折田の名あるもの也」とする⁽⁵⁾。元禄10年（1697）の『日本国花万葉記』巻3でも「腰折田 所しらず」⁽⁶⁾としている。

ところが享保21年（1736）出版の『大和志』になると、「腰折田〔在_レ良福寺村_ニ〕」⁽⁷⁾と、具体的な所在地を示している。寛政3年（1791）序をもつ『大和名所図会』でも「腰折田 良福寺村にあり」「こゝを腰折田と名けて、其旧址を遺しけり」とし、野見宿禰と当麻蹶速の相撲の図を描き、「垂仁天皇御宇たえまの蹶速と野見の宿禰とちからを争ふ、これ相撲乃はじまりなり」とする⁽⁸⁾。腰折田の場を良福寺村と特定するとともに、相撲の始まり所縁の場として位置づけている。

嘉永6年（1853）の『西国三十三所名所図会』では、「腰折田古跡〔当麻より良の方廿町許、

良福寺村にありて田圃の字に残れり。更に見る所ハなし。只古事によりてここに出す〕」⁽⁹⁾と、田圃のなかの字名として、さらに具体的に位置を特定している。

近代に入ると多くの名所記、観光案内、史書、日本書紀解説書のなかで、野見宿禰の遺跡として良福寺村の腰折田に言及されることが多くなる⁽¹⁰⁾。太田為三郎『帝国地名辞典』の記述にみられるように、五位堂村大字良福寺（良福寺村）の字名「腰折田」として定着していく⁽¹¹⁾。なかでも1896年の阪田一郎「大和名所巡路図」は地図上で、良福寺の北東、顕宗天皇陵の西に腰折田の位置を示している⁽¹²⁾。

この位置は、1911～13年に実施された奈良県の各種調査で確定していく。1911年の奈良県立農事試験場の土壌調査報告『奈良県酸性土壌調査成績』では、南葛城郡の調査地点No219について「同村（五位堂村）大字同（良福寺）石ヶ本腰折田」「藤田政治郎」「定性反応ナキヲ以テ定量セズ」と報告している⁽¹³⁾。腰折田の地点から採取された土壌の酸度が測定されているのである。

1913年の『奈良県史蹟勝地調査会報告』第1回では

良福寺字石ヶ本ハ西方二上村大字磯壁ト接ス其五百十五号ノ田地（現面積四百十五坪） 伝ヘテ腰折田ト称シ其東端一部ノ地ヲ舞台ト称スト地勢ハ五百十五号ヨリ五百十四号五百十三号ニ及ヒ漸次低下シ東方ノ畑地ハ地勢稍高燥ニ右ノ三田ノ南方及西方ハ漸ク高クナレリ、伝説ニヨレハ腰折田ト相撲場ニシテ舞台ハコレヲ天覧アラセタマヒシ処ナラント云フ、史ノ文当麻蹶速ノ地ヲ野見宿禰ニ賜ヒ腰折田ノ名称起リシコトヲ記スレトモ角力ノ場カ其地ナリシヲ明記セス一説ニヨレハ当

時ノ皇居ハ磯城郡纏向村ニアリ纏向珠城宮ト称ス、角力ノ場ハ皇居ノ附近ナルヘシ今纏向村大字穴師ニカタヤシキト称スル処アリコレソノ処ナルヘシト。

と記している⁽¹⁴⁾。下線部のように、腰折田の位置を地番で特定し（地割を示した地図も添付している）、野見宿禰・当麻蹶速の相撲場とする説も紹介している。しかし一方で、日本書紀には腰折田が角力の場とは明記されておらず、「当時ノ皇居」（垂仁天皇の宮）附近の纏向村穴師の「カタヤシキ」を角力の場とすべきだとしている。

ともあれ奈良県の史蹟勝地調査により地割上での位置が確定された。以後、ここが伝承の舞台、野見宿禰・当麻蹶速の相撲の場でもある腰折田として喧伝されていくことになる。たとえば、1933年の『大和叢書第1 大和の伝説』では、北葛城郡の腰折田について、五位堂村字良福寺の西南、県道の近くに、腰折田といふ所がある。昔、野見宿禰が、当麻蹶速を倒した地であるといふ。又一説には、当麻蹶速が、垂仁天皇の七年、自ら宮中に至って、試合を請うたので、倭直長尾市が奏して、出雲の国から野見宿禰を召され、之と角力をさせられたが、蹶速の脇骨が折れて斃れたので、その賞として、蹶速の地を宿禰に賜はったのが、この腰折田だともいふ。（沢田四郎作）と記し、具体的な腰折田の場所を紹介しながら、野見宿禰が当麻蹶速を倒した場だと述べていく⁽¹⁵⁾。

しかし腰折田とされた地点はただの田圃であり、何もなかった。「カタヤシキ」（奈良県桜井市穴師）では顕彰が行われて相撲神社が創られ、南隣の当麻町（奈良県葛城市当麻）では五輪塔が蹶速塚として整備され、1990年には隣接して相撲館けはや座が設置されて

いったのとは対照的だった。

2017年、奈良県香芝市は「相撲の起源とされる當麻蹶速と野見宿禰が決闘した地として今に伝えられている「腰折田」を観光施設として整備し、「土俵や力士像、3市（引用者注—香芝市・葛城市・桜井市）の相撲にまつわる施設を紹介したマップなどを表記した案内板を設置し、市民や観光客が憩いながら相撲発祥の地として古に思いをはせること」ができるようにしたという⁽¹⁶⁾。

2. 穴師の「カタヤシキ」

一 「相撲発祥の地」

1913年の奈良県史蹟勝地調査で、野見宿禰・当麻蹶速の角力の場ではないかとされたのが、纏向村穴師（桜井市穴師）の「カタヤシキ」だった⁽¹⁷⁾。『奈良県史蹟勝地調査会報告書』第1回では、前節の引用部分に引き続き次のように記している。

大和誌ニ曰ク今纏向村大字穴師穴師神社ニノ鳥居ヨリ二町許西、道ノ右側ニ「かたやきし」ト字スル茶園アリ土人ハ之ヲ以テ角力濫觴ノ旧跡トナシ且「かたや」ハ角力場〔土俵内〕ノ古語ナリト云フ此地ハ垂仁帝ノ纏向珠城宮址ト珠城山ヲ隔テ、相隣レルノミナラス更ニ我カ国角力行事ノ棟梁豊後ノ吉田逐風家ヨリ木村氏ニ与フル代々ノ免許状ヲ閱スルニ形屋之内上草履免許云々ノ文字アリ、「かたや」ハ即チ形屋ナリ土人の口碑亦捩アルニ似タリ当國中他ニ指定スヘキ処ナキヲ以テ姑ク此地ヲ以テ角力ノ旧蹟トナスト未タ遽ニ何レカ是ナルヲ判定スヘカラス暫ク両地共ニ伝説地ノ名ヲ存ス。

この報告が引用する「大和誌」とは『大和志料』のことである。『大和志料』は序文によ

れば、1894年に奈良県知事小牧昌業の依頼を受けて、大神神社宮司斎藤美澄が編纂した地誌であり、1914～15年に奈良県教育会から刊行された。1913年に史蹟勝地調査を行った水木要太郎は、刊行前の同書を見ていたことになる。1915年1月に刊行された同書下巻、式上郡旧蹟には「野見宿禰相撲旧蹟」を次のように記している。

垂仁帝野見宿禰ヲ京師ニ徴シ当麻蹶速ト力ヲ角セシメ給ヘル事国史ニ見エ、人口に膾炙スル所ナリ、其旧跡何レノ処ナリシヤ記録ノ徴スヘキナキモ今纏向村大字穴師々々神社ニ鳥居ヨリ二町許西、道ノ右側ニ「かたやしき」ト字する茶園アリ、土人ハ之ヲ以テ角力濫觴ノ旧跡トナシ且「かたや」ハ角力場〔土俵内〕ノ古語ナリト云フ此地ハ垂仁帝ノ纏向珠城宮址ト珠城山ヲ隔テ、相隣レルノミナラス更ニ我カ国角力行事ノ棟梁豊後ノ吉田逐風ヨリ木村氏ニ与フル代々ノ免許状を閲スルニ「形屋之内上草履免許云々」ノ文字アリ〔全文史籍集覧ニ収ムル行司旧記録ニ見エタリ〕「かたや」ハ即チ形屋ナリ、土人ノ口碑亦抛アルニ似タリ、(p.91)

纏向村の穴師坐兵主神社二の鳥居より2町ほど西の道の右側に「かたやしき」と字する茶園があって、そこが野見宿禰と当麻蹶速の角力の場の旧蹟だとする。「かたやしき」の「かたや」は、吉田追風より木村氏に与えた免許状に「形屋之内上草履免許云々」とみえる「形屋」のことであり、土俵内を意味する古語である。それが根拠になるとしている。

「史籍集覧ニ収ムル行司旧記録」とは「相撲行司家伝」のことであり⁽¹⁸⁾。「相撲行司家伝」は、幕府から相撲会所への問い合わせに対して、行司木村庄之助(9代)が文政10年(1827)11月晦日付で作成、提出した先祖書

である。

「吉田逐風ヨリ木村氏ニ与フル代々ノ免許状」とは、そのなかに引用される、寛延2年(1749)8月付の吉田追風(16代)による木村庄之助(6代)宛免許状のことで、本文には「無事之唐団扇并紅緒方屋之内上草履之事免之候可有受用候。仍免状如件」と記されている。

しかし木村庄之助が実際に土俵上で草履を履くことが確認できるのは天明年間(1781～89)以降であることから、この免許状は後世の作だと指摘され⁽¹⁹⁾、問題が多い。

また相撲にかかわる「方屋」「片屋」の語自体は、古くはたとえば『源平盛衰記』に「嘉応ノ相撲ノ節会ニ大将ニテ右ノ片屋ニ事行シ給ケルニ」などとみえることは確かである。しかしこれは承安4年(1174)の相撲節会で、権大納言平重盛が右近衛大将として右方を統括したことを指しているが、「右ノ片屋」は右方の相撲人らの控施設のことであり。中世末期には相撲を取る場を「方屋」と称するようになったとされるが、土俵は成立していない⁽²⁰⁾。

大相撲本場所前日土俵祭(方屋祭)の方屋開口の文言に、「その中(土俵を指す)で勝負を決する家なれば、今はじめて方屋を言い名づくなり」とあるが、それは寛政3年(1791)の將軍上覧相撲に際して吉田追風が「そのうちにて勝負を決する家なれば、今はじめて方屋と名づくるなり」と宣告したことに溯る。土俵を方屋と称することは、吉田追風が相撲故実を形成していく中で始まったものとされている⁽²¹⁾。

『大和志料』の「かたやしき」を野見宿禰・当麻蹶速の相撲の場(土俵)の旧蹟とする根拠は成り立ち難い。

しかし、『大和志料』下巻の翌年、1915年

刊行の『奈良県磯城郡誌』でも纏向村「野見宿禰角力旧蹟」として

垂仁天皇野見宿禰を京師に徴し、当麻蹶速と力を角せしめたることは旧史に見る所なれども、其旧蹟なりと定めたる地なし。伝へ云、本大字内穴師神社二の鳥井より二丁許り、西に方り、道の右側にカタヤシキと字する茶園あり、これ角力濫觴の旧蹟なりと。顧ふにカタヤは形屋にして、角力場内の古語なり、且是地は垂仁天皇纏向珠城宮址と、珠城山を隔てて相隣る、土人の口碑亦拠あるに似たり⁽²²⁾。

と記述するなど、奈良県の史蹟調査報告とともに、『大和志料』の指摘が受容され、「カタヤシキ」=野見宿禰相撲旧蹟という認識が形成されていくことになった。

それは、「カタヤシキ」を最初に相撲が取られた地、相撲発祥の地として顕彰事業が行われていくことにより、より鮮明になっていった。そのなかで祠がつくられ、野見宿禰を祭る相撲神社とされていった。

その動きが最初に顕著になったのは大正後期ころからであろう。顕彰事業にかかわった尾崎清風⁽²³⁾の記事によると、「野見宿禰と当麻蹶速が朝命によって角力を取った遺跡が奈良県磯城郡纏向村字片屋敷に保存せられて居るので、今回体育奨励の主旨に基き、野見宿禰神社を祭神とし天下に宣伝せんと、土地の有志は此由緒ある土地を拡張し、常設土俵を整備して青年の意気を涵養せんと」し、東京大角力協会取締出羽海⁽²⁴⁾の賛助を得て野見神社建設協賛会の設立をめざしたが、関東大震災で中絶したという⁽²⁵⁾。

その後、奈良に移動した尾崎清風は、奈良の好角家島岡義太郎からこの運動の再開を持ちかけられ、日本大角力協会の出羽海取締⁽²⁶⁾に賛助を要請した。1928年10月4日～14

日に開催された広島場所の後に、野見宿禰顕彰の寄附相撲を行うことになった。

出羽海一門の横綱常ノ花、大関常陸岩、大ノ里ら一行が奈良市で松塚喜六追善興行を行った後、10月23日出羽海梶之助、春日野守也の指揮下、田原本町で寄附相撲を行った。当日は、上田理事、常ノ花、行司式守伊之助に尾崎清風が同行して、現地を参拝し、地元好角家・総代辻大次郎、島岡義太郎からの野見神社建設と遺跡保存、保存会設立の希望に対して、出羽海は援助を約束し、寄附相撲の収益から500円を保存費へ寄付したという⁽²⁷⁾。

これまで東京と大阪に分かれていた相撲協会が合併して大日本相撲協会が成立し、その名において1927年に合併後はじめての本場所が行われた⁽²⁸⁾。この顕彰事業はその翌年になる。近代の「国技」相撲の展開過程のなかに位置づけるべき問題である。

援助を約束したとはいえ、当時の相撲協会は、関東大震災で被災した国技館の改築資金等のため安田銀行から借り入れた負債も残っており、本場所の興行で利益をあげても、資金繰りに苦しんでいる状態だった⁽²⁹⁾。

1935年の熊田葦城『日本史蹟大系』は「形屋敷一野見宿禰角抵の地」という項を設けて大和国磯城郡纏向村大字穴師なる穴師神社二の鳥居の西方、二町ばかりの路右に、形屋敷と字する茶園あり、垂仁天皇の朝、野見宿禰と当麻蹶速と、力を角せしは、此処なりと言ひ伝ふ。

と紹介し、垂仁紀の野見宿禰と当麻蹶速の角力の記事を脚色しながら記述して、「此れを本朝相撲の嚆矢とす」としている⁽³⁰⁾。

この熊田葦城の記述を見た中尾方一は、早速現地を訪れて、

二の鳥居の右手にかなり広い畑がある

が、秋草の離々として生い茂れる中に小さな祠があり、土台の石垣は半ば傾いて、傍らに「野見宿禰相撲旧跡地」と書いた木柱がさびしく建てられていた。

と当時の情景を記し、「宿禰蹶速相撲の跡や草の花」という句を詠んでいる⁽³¹⁾。顕彰事業のあともなかなか整備が進められていなかった状況がみえる。

中尾方一はその後、猿丸吉左エ門らと当麻蹶速顕彰事業を進めるとともに、「カタヤシキ」に「宿禰・蹶速相撲之跡」の石柱を建立している。また1940年には、紀元2600年記念として、「祭神野見宿禰公」の石柱、石鳥居が地元の人々によって建立された⁽³²⁾。

戦後は、1962年10月6日に穴師坐兵主神社で、日本相撲協会理事長時津風を祭主に横綱大鵬・柏戸以下幕内全力士が参列し、相撲発祥の地としての顕彰大祭が行われ、境内の土俵で手数入り（横綱土俵入り）が奉納された。

これは、1961年に、桜井市体育協会会長中村元旦の「桜井市の活性化のために文化事業を」との相談を受けた文芸評論家保田与重郎（桜井市出身）が、三浦義一、横綱審議会委員尾崎士郎にもちかけ、桜井市長大浦茂雄・大三輪町長池田榮三郎とともに上京して、三浦の引き立てで相撲協会理事長時津風、理事秀ノ山と協議、9月の大阪準本場所後に実現したものという。またそのために1962年「紀元節」前日に、桜井市・大三輪町による国技発祥地顕彰会が発足している⁽³³⁾。

3. 大和国磯城郡の出雲と野見宿禰塚 —野見宿禰の居住地と墳墓

「相撲発祥の地」とされた穴師の「カタヤシキ」から三輪山を隔てて直線距離で東南4kmほどのところに「出雲」という地区が

ある。桜井から初瀬街道を東に向かい、長谷寺の手前にあたる。ここが野見宿禰の居住地だと伝承され、その墳墓、野見宿禰塚があるとされている。

中世には大乘院領出雲荘が存在したが、その荘田は現在の桜井市西北部、纏向近辺の平野部に散在し、出雲地区には比定されていない⁽³⁴⁾。1915年の『大和志料』でも、出雲荘について「長谷村大字出雲ノ地ニアラス、今の大西東田地方ニ於ケル莊園名ニシテ亦大乘院領ニ属ス」と指摘している⁽³⁵⁾。

出雲荘自体は延久2年（1070）9月20日付「興福寺大和国雑役免坪付帳」にみえ⁽³⁶⁾、11世紀中葉ころまではさかのぼる。一方、大和国内には出雲の外にも、国名と同じ地名がいくつも見出され、それぞれの地域とヤマトとの交流を反映するものだともされている。池田雅雄はむしろ、大和の出雲こそ野見宿禰の本拠、出身地だったとも主張している⁽³⁷⁾。山背国愛宕郡出雲郷など、各地に見出される「出雲」とあわせて検討すべき問題であるが、後日の課題としたい。

1915年の『奈良県磯城郡誌』では出雲について

東初瀬白河に接し、西は朝倉村黒崎に隣る。出雲の称は古昔野見宿禰出雲より来りて此地に居住し、土偶を造りたるに依りて起りたりと伝ふ。

（『日本書紀』垂仁32年7月己卯条引用、略）

案するに当時天皇の召に応じて、出雲国より来りたる土師の氏人此地に居住し、後子孫蕃殖して終に一郷をなしたるには非ざるか。此地今に人畜種々の形状を像りたる土器を製す、其品粗にして古雅なり、地を出雲と名け、野見宿禰の墓と称するものあり⁽³⁸⁾。

と、出雲から来た野見宿禰と土師部がここに居住して土偶（埴輪）を作り、その子孫が増え一郷をなしたことに由来するとしている。

また「野見宿禰の墓と称するもの」については「塔の本古墳」の項で、

塔の本古墳 称して野見宿禰の墳墓と云ふ。昔時は大なる石塔ありしか、現今は出雲社境内に移し、今塔の本には唯木標を建て其埋葬地たることを示すのみ。往々此近傍より金環及刀剣を採掘せしことありと云ふ⁽³⁹⁾。

と指摘している。塔の本古墳にあった石塔とは、現在出雲地区の十二柱神社に所在する五輪塔のことである。『桜井市史』上巻文化財編では、1887年に神社の手洗石の場所に移し、1955年に現在地に再移転したという。長谷寺僧が弥勒仏下生の地を想定して造建したが、刻まれた梵字仏からすると願主の特殊な信仰も表しているという。野見宿禰墓という伝えは「出雲」と結びついて生じたものだとしている⁽⁴⁰⁾。なお、同市史上巻十二柱神社の項では、移転された年を1883年としている⁽⁴¹⁾。

このように1915年にはすでに磯城郡の出雲が、出雲から来た野見宿禰と土師の居住地だとする伝承と、野見宿禰墓とされる五輪塔が存在していたことがわかる。ではそれらは、いつまでさかのぼるのだろうか。

池田雅雄は、江戸時代のころから毎年江戸相撲、京阪相撲が巡業で初瀬街道を通過する際は、必ずこの宿禰塚（古墳上の五輪塔）を参拝していったとする。近在の村人たちが力士を見物に来て、古墳周囲の畑地が荒らされるため、1883年に畑主の中野某が五輪塔を十二柱神社に移し、古墳を発掘したところ、土器、埴輪、直刀が何点か出土したという話を記している⁽⁴²⁾。これらの記述の根拠が明

確でないため、今後の検討を要する。

また池田は、『金鷄の光』に掲載された伊勢津藩谷代官所手代辻市三郎の日記、元治元年(1864)8月2日の次の記事を引用している。

唐川橋北かは（側）字鯉ヶ淵之五輪塔は野見宿禰之因縁なり。宿禰は出雲村に墓所あり。此の出雲村の宿禰の生国出雲国迄五十丁毎に此五輪塔あるといふ⁽⁴³⁾。

鯉ヶ淵付近は幕末当時の地形状況から全く変わっており、五輪塔も存在しないという。しかし、この記述からは、幕末には「出雲」の五輪塔が野見宿禰墓だとされ、生国の出雲国まで同じような五輪塔が建てられたという伝承のあったことがわかる。

少なくとも「出雲」という地名に結びつけた野見宿禰伝承は幕末期以前まではさかのぼりそうである。

後述するように、幕末期以降に『播磨国風土記』が知られるようになり、その記述から野見宿禰の墓は兵庫県の龍野にあることが確定的だとされたこと、考古学的に埴輪の起源は別にあること、土師氏の本拠や居住地も他地域にあると考えられるようになったこともあって、他の伝承地のように大きく顕彰されることはなかったようである。

4. 蹶速塚—当麻蹶速の顕彰

野見宿禰だけではない。敗者の当麻蹶速の顕彰も進められていく。

現在葛城市当麻に当麻蹶速塚とされる五輪塔が存在し、それを中心に当麻蹶速顕彰碑(1937年建立)、史跡当麻蹶速塚の石の標柱、石門、普門暁作のレリーフ「當麻蹶速之像」(1967年8月建立)、鉄砲柱などが建てられ、隣接して展示施設葛城市相撲館けはや座が設置されている(1990年閉館)。当麻蹶速を顕彰し、葛城市は相撲を地域振興の一つの柱と

して各種事業を展開している。

当麻蹶速顕彰碑は1937年に建立された。発起人に猿丸吉左エ門⁽⁴⁴⁾・中尾方一・細野房吉・千家尊建⁽⁴⁵⁾、賛同人に木下東作・出羽海樞之助・春日野七五郎・北川太美介・春木民司の名が刻されている。

発起人の中尾方一が碑文を撰し、千家尊建が揮毫したという。碑文は以下のとおりである。

人皇十一代垂仁天皇ノ七年秋七月當麻蹶速野見宿禰ト禁庭ニ拘力リシコトハ正史ニ明カニシテ共ニ相撲道ノ祖ト称セラルルニ拘ハラズ一ハ勝者タルガ為メニ顯ハレーハ敗者タルガ為メニ隱レ蹶速塚ノ名纔カニ里人ニ知ラルルノミ又惜シカラズヤ今ヤ相撲道ハ我が国技トシテ盛ヲ極ムルノ時蹶速ノ碑ヲ建テ之ヲ顕彰シテ以テソノ靈ヲ慰ムルト爾云⁽⁴⁶⁾

中尾方一は、「カタヤシキ」訪問のころ、大阪の歌人・画家安江不空から当麻寺の近くに当麻蹶速の塚があるという話を聞いたことがきっかけで、猿丸吉左エ門らに顕彰事業をもちかけたという。顕彰碑を建立したほか、五輪塔の周囲に玉垣をめぐるした。

この顕彰事業は1937年8月に完成したが、ちょうどその6月に大阪市旭区関目に大阪国技館が落成し、竣工記念大阪大場所大相撲が行われている点は⁽⁴⁷⁾、顕彰事業のタイミングとして注意したい。

翌1938年に、ここを訪れた島田福雄は次のように印象を記している。

其道を、一町程行くと、右側に大きな五輪が立って居る。極最近迄の名所案内や、紀行文等には「由緒も、名もわからないが、当麻の参道に在って、当麻らしい風情を醸し出す石塔婆」として、割合に良く書かれて居るので、私も足早に近付い

て見た。所が現在では塔の周囲は円型に立派な石柵が繞らされ、華表を始め、標示石や、碑迄が建てられて居るではないか⁽⁴⁸⁾。

それまで名所案内や紀行文に由緒も名もよくわからないなどと記されていた石塔婆が、当麻蹶速塚として一挙に整備された様が見える。

ではこの五輪塔がいつから当麻蹶速のものとなるようになったのだろうか。

嘉永6年(1853)の『西国三十三所名所図会』には、當麻寺参道にあたり、高田・八木から長谷寺へ向かう道と新庄・五所(御所)を経て壺坂へ向かう道の分岐点に、辻堂とこの五輪塔が描かれ、

此分れ道の傍に辻堂あり。此に並びて大の石の五輪あり。伝云、当麻真人国見の墳なりと。国見ハ当麻寺草創の麻魯古親王の孫にして天武天皇の朝の臣也。日本紀に出。

と記されている。当麻寺を草創した麻呂子親王の孫当麻国見の墓としているのである。本文の当麻寺の項では、麻呂子親王の草創時は禅林寺といていたものを、当麻国見が当麻寺と改めたとも記している⁽⁴⁹⁾。

1905年の『大和北葛城郡史』によると、

当麻八郎為信墓 当麻大橋ノ東、地藏堂ノ傍側ニアリ。旧記ニ曰ク、延暦二十四年乙酉歳八月十四日卒ス。後チ大同二十年、勅使藤原貞影臨ンデ、石浮屠ヲ建ツト。五輪ノ石浮屠、今存セリ。当麻氏ハ用明天皇ヨリ出ヅ。天皇ノ夫人比魯古、麻魯古親王ヲ生ム。其子麻魯島、始メテ姓ヲ当麻ト賜フ。為時ニ至リ壬申ノ役、天武天皇ニ従ヒ功アリ。為信ハ為時ノ曾孫ナリト云フ⁽⁵⁰⁾。

と、麻呂古親王の子孫、当麻八郎為信の墓だ

としている。

この当麻為信の墓とする記述は、享保17年(1732)8月書写の「当麻氏高田由緒記」にみえる⁽⁵¹⁾。それによると、當麻寺の東南10町ほどの所に葬られた藤原豊成には世継がなかった。時の称徳天皇が、麻呂子親王の曾孫国見の長男国竹丸を世継と勅定した。淡海公藤原不比等の四代孫となった当麻八郎為信である。為信は延暦24年8月14日に66才で死去し、當麻寺の4町余東の地蔵が辻に葬られた。平城天皇が、大同2年に藤原之貞を勅使として為信卿之石塔を地蔵辻に建てられ当代に至った、というものである。

これらは歴史的事実とはいえないが、近世中期には当麻氏の由緒として、地蔵が辻、辻堂隣の五輪塔が当麻為信の墓だとされていたことがわかる。それが當麻寺創建伝承とも関わって、国見の墓ともされるようになっていったのであろう。

1914年の『奈良県史蹟勝地調査会報告』第1回の委員天沼俊一報告⁽⁵²⁾では、この五輪塔を「當麻の石塔」として、調査結果を実測図とともに記している。當麻国見、當麻為信、當麻蹶速など、とくに誰の墓かということは記していない。備考として「弘仁時代ノ創造ナルカ如シ、後世ノ補加ニナレル部分ヲ認メス」としているのは、當麻為信の墓で大同2年に建立されたという伝承に引きずられたものかもしれない。

それが1937年に當麻蹶速塚として整備され、定着していったのである。

5. 野見宿禰墓

一播磨国風土記と野見宿禰墓の「発見」

(1) 野見宿禰墓の「発見」

ここまでは、奈良県における野見宿禰遺跡

の「発見」と顕彰の様相を見てきた。一方で幕末期以降『播磨国風土記』の存在が知られるようになり⁽⁵³⁾、そこに記されている野見宿禰の墓探しが始まった。

『播磨国風土記』揖保郡日下部里条に次のように記されている。

日下部里。〔因_レ人姓_ニ為_レ名。〕土中々。立野。所_ニ以_テ号_ス立野_ニ者、昔、土師努美宿禰往_リ来_リ於_リ出雲国_ニ、宿_ニ於_リ日下部野_ニ、乃得_テ病死。爾時、出雲国人、来到連立人衆、運伝上_リ川礫_ニ、作_リ墓山_ニ。故、号_ス立野_ニ。即、号_ス其墓屋_ニ為_ス出雲墓屋_ニ。⁽⁵⁴⁾

土師努美宿禰(=野見宿禰)が出雲国と往來する途中、この日下部野で病死したので、出雲国人がやって来て、川礫を運び伝えて墓山を作った。それで立野という。その墓屋を出雲墓屋という。

この記事から、野見宿禰の墓は立野、つまり龍野に存在するはずだということで探索された結果、墓が「発見」されていった。「発見」とその後の変遷の概要は、古林伊佐治『野見宿禰墓の由来』⁽⁵⁵⁾、『龍野市史』⁽⁵⁶⁾、龍野歴史文化資料館編『野見宿禰と相撲』⁽⁵⁷⁾などで明らかにされている。また墓や関連する各伝承地を詳細に紹介した信原克哉『野見宿禰の墓屋』⁽⁵⁸⁾などもある。それらを参考にしつつ、野見宿禰墓を「発見」した関口啓之丞、調査を行った滑川友市、たつの市立龍野歴史文化資料館所蔵旧龍野町文書の「野見宿禰墳墓ニ関スル書類」⁽⁵⁹⁾などの史料をあわせて、「発見」から変遷の経過を整理したい。

まず『播磨国風土記』の初期の注解書、安政6年(1859)の岡平保『播磨風土記考』には、とくに野見宿禰や「出雲墓屋」に関する記述はない⁽⁶⁰⁾。もちろん『播磨国風土記』が一般に知られる以前の名所図会や地誌類にも記

述はない。

最初に野見宿禰墓が「発見」されたのは、1882年である。「発見」者の一人、粒坐神社社司関口啓之丞によると、そのいきさつは次のようなものだった。

万延・文久（1860-64）のころ江戸の松岡明義門下生だったとき、同門の長州藩士世良孫植⁽⁶¹⁾から、藩主毛利氏の遠祖野見宿禰の墳墓が龍野山の麓にあるはずではないかと聞かれた。郷里龍野で問い尋ねても、それらしき塚はいくつかあるが、野見宿禰の墓という伝承はないとのことだった。1876年に初めて『播磨国風土記』を見て出雲墓屋の記事を確認した。1882年3月、出雲大社の千家尊福が野見宿禰墳墓探索のため家従竹崎嘉通を揖西郡役所に派遣し、関口啓之丞とともに台山中腹の出雲塚を発掘して、3つに折れた剣を発見した。2片は竹崎が持ち帰り、1片とともに古墳発見を兵庫県庁に届けたという⁽⁶²⁾。

同様の記述は1903年の『兵庫県揖保郡地誌』にもみられるが、発見されたのは1尺余の古剣1口、曲玉坪の破片で、内務省に提出したとしている⁽⁶³⁾。

千家尊福が野見宿禰墳墓探索を命じたのは、一つには野見宿禰が出雲国造の先祖に位置づけられていたからである。『新撰姓氏録』山城国神別には「土師宿禰、天穗日命十四世孫野見宿禰後也」としているが⁽⁶⁴⁾、千家武主編で1882年に出版された『出雲国造伝統略』は、天穗日命十二世の氏祖命（鷗濡淳）の次の襲髓命について「亦名野見宿禰」としている⁽⁶⁵⁾。千家尊福など出雲国造家は野見宿禰の子孫だということになる⁽⁶⁶⁾。一方、北島斉孝編で1898年に出版された『出雲国造系統伝略』では天穗日命十三世を「氏祖命、別称鷗濡淳命亦作宇迦都久怒」とし、「世

所謂野見宿禰者命第二子而菅原氏者其後裔也」とも記し、野見宿禰は鷗濡淳命の「第二子」、つまりその後の出雲国造につながる襲髓命とは別だと読めるような位置づけをしている⁽⁶⁷⁾。直接の先祖か傍系かいずれにせよ出雲国造の系譜に野見宿禰が組み込まれている点は共通する。

もう一つ注意しておきたいのは、この前後の千家尊福の動向である。尊福を一方の当事者として神道界を二分して激しく争われた祭神論争が、1881年2月の勅裁により「出雲派」の「敗北」で決着し、1882年3月1日に千家尊福は出雲大社宮司（国造）を弟尊紀に譲り辞した。5月に神道大社派を立て管長に就いている⁽⁶⁸⁾。こうしたなかでの野見宿禰墓探索としてとらえる必要はあるだろう。

なお、長州藩士世良孫植が野見宿禰墓に関心を持ったのは、長州藩主毛利氏が土師氏の子孫大江氏の末裔にあたとされているからであろう。

(2) 野見宿禰墓（台山「出雲塚」）の整備

こうして野見宿禰墓とされた台山の「出雲塚」（「宿毛塚」）は、1900年から整備が進められた。11月23日に、千家尊福・土屋善之助・関口啓之丞により台山国有地の墳墓地への組替が出願され、1902年7月に許可された。10月8日に兵庫県知事より墳墓修築の許可が下り、工事が開始された⁽⁶⁹⁾。翌1903年4月には、墳墓の修理、石門・石垣・玉垣・鳥居・参道などが竣工した⁽⁷⁰⁾。工費は合計で862円、鳥居・石灯籠は寄附でまかなわれた⁽⁷¹⁾。

この竣工を記念して、5月30日に、大阪相撲の若島一行による奉納相撲が行われた⁽⁷²⁾。5月中旬の大阪相撲本場所後のことだった。若島権四郎は、1月の本場所で五条家から横綱免許を受けている。大阪相撲で初

めて吉田司家から横綱免許を授与されるのは2年後の1905年5月のことである⁽⁷³⁾。大阪相撲・若島側に着目すれば、注意されるべき時期になる。

引き続き1906年には神社創立願を県知事に提出し、寄附が呼びかけられた。本殿建設費約2,000円、拝殿3,000円に対して62名から5,000円ほどが集まったという。1912年には、神社創建を進め野見宿禰の霊を祭るために宿禰会が結成され、内務大臣、農商務大臣に保護を求める請願書を提出するが、うやむやに終わったという⁽⁷⁴⁾。

(3) 野見宿禰墓の調査と「狐塚」

1911年に宮内省の増田于信らによる調査が行われ、状況が変わってきた。増田于信は、宮内省御用掛で1907～14年に京都出張所に勤務し、精力的に陵墓の調査・考証に当たっていた⁽⁷⁵⁾。この1911年5月2日には「史蹟並古墳保存ニ関スル調査」で内務省囑託にもなっていた⁽⁷⁶⁾。その活動の一環として、滑川友市とともに7月18日に野見宿禰墓を調査した。

その調査結果は、1911年8月11日付の滑川友市「野見宿禰墳墓考」（以下、滑川考証）、1913年4月5日付の増田于信「天徳日命十四世孫土師宿禰始祖野見宿禰墓」（以下、増田考証）にまとめられた⁽⁷⁷⁾。

増田考証では、墳墓候補地として、①整備が進められていた台山の「出雲塚」のほか、②日山官林の「狐塚」（前方後円墳と陪冢の円墳）、③布施村の「鶏塚」（土師池中の小円墳）、④鶏塚西の山上にある小円墳、の4所を調査し、陪冢を伴った前方後円墳という形態、揖保川や出雲との往来ルートにも近接する立地からして、②「狐塚」こそ野見宿禰墓にふさわしいと結論づけた。「狐塚」は「吉備津塚」が訛ったもので、吉備津彦命の墓だ

とする関口啓之丞の説も⁽⁷⁸⁾、岡山県の吉備津彦神社の後山に現存するので当たらないと退けている。

それに先立って記された滑川考証では、同様に③と④については否定し、①「出雲塚」と②「狐塚」いずれとも決しがたいが、①「出雲塚」の方がふさわしいと結論づけている。ところが、滑川の著『武庫・明石・揖保・宍粟・朝来各郡古墳考』⁽⁷⁹⁾に翌8月12日付で記されている「野見宿禰墳墓考」では、滑川考証の最後の「出雲塚」がふさわしいという結論部分がなく、「出雲塚」「狐塚」いずれがよいかは研究を要するとしている。さらに、同年10月1日に書写、標註、校合が終了した滑川の『標註播磨風土記』では、日下部里の標註に、野見宿禰墓は「狐塚ナル可キカ」としつつも、「出雲塚」とともになお検討を要すると記している⁽⁸⁰⁾。増田于信の結論を察知し、「出雲塚」から「狐塚」へと揺れる認識がうかがえる。

この「狐塚」を野見宿禰墓とする増田于信の考証は、神宮皇学館評議委員・東京帝国大学教授萩野由之の意見書で賛同され⁽⁸¹⁾、龍野町も大きな影響を受け、「狐塚」を野見宿禰塚として保存、整備、「出雲塚」には神社を創立する方向に転換していく。

(4) 神社創立の動き

神社創立の動きは1906年以来なかなか進まず、1916年に再び土屋善之助・関口桂三郎・千家尊福の連名で兵庫県知事宛に神社創立願が提出された⁽⁸²⁾。増田考証、宮地巖夫考証を添付資料として、それを根拠に、野見宿禰墳墓地は「狐塚」とし、一方の台山の「出雲塚」に神社を創立することとしている。

宮地巖夫考証とは、「野見宿禰墳墓ニ関スル書類」中に「野見宿禰神社並墳墓宮地巖夫

考証」として残されている文書であるが、増田・滑川の調査報告の後に萩野意見書などにも作成されたものではないかと思われる。野見宿禰墓は台山の「出雲塚」だという現状追認の意見である。宮地巖夫は宮内省式部掌典の職にあり、1911年には内務省神社調査委員を委嘱されている。宮内省の諸儀式、宮中祭祀創定のみならず、神社の統廃合、神社法令制定、神社祭祀創定、さらには教派神道の教義の校閲、教派神道の祭式創定に關与するなど大きな影響力をもっていた⁽⁸³⁾。その影響力に期待して、宮地巖夫に考証を依頼し、神社創立願の添付資料としたのであろう。

「狐塚」については、1914年9月8日に野見宿禰墳墓伝説地として地種組替、10月6日に外柵設置許可を得たことも記している。土屋善之助が兵庫県知事に申請したものである⁽⁸⁴⁾。

創立を申請した神社の規模は、同じく添付された「神社明細帳」によると、696坪の敷地に本殿、幣殿、拝殿を建立し、延長117尺

の玉垣を巡らすというものだった。

以上の申請の結果は不明だが、隣接地も含めて社殿などは建てられていない。現在台山の墳墓上にある石祠は、龍野神社の分社として祠られたものである⁽⁸⁵⁾。

(5) 「狐塚」の整備とその後

野見宿禰墓とされた「狐塚」については、前述のように土屋善之助が1914年に地種組替、外柵設置を申請し許可を得、外柵を設置した。しかしその後は修理もされないまま荒廃していったため、昭和に入って、保護、管理のためにも、国有地である「狐塚」と台山をあわせて龍野町に無償譲渡するよう大蔵大臣宛に申請しようとしている⁽⁸⁶⁾。

その間、保護、管理のためにも史蹟指定をめざす動きもみられた。

1919年4月10日に史蹟名勝天然記念物保存法が公布されると、野見宿禰墓の史蹟指定をめざす動きが進められた。表1に示したように、1919～21年にかけての龍野町長と

表1 史蹟指定をめぐる通達・指示と龍野町の回答・請願（「野見宿禰墳墓二関スル書類」、綴り順）

	年月日	発信	宛先	文書名・内容
1	大正10年4月13日	揖保郡長	各町村長	史蹟名勝調査ノ件
2	大正8年7月2日	龍野町長	揖保郡長	3の回答
3	大正8年6月27日	揖保郡長	各町村長	史蹟名勝天然記念物保存法指定候補物件の回答指示
4	大正10年6月9日	揖保郡長	龍野町長	古墳調査ノ件
5	大正10年2月	龍野町長	揖保郡長	名勝保存費補助願
6	大正10年5月21日	揖保郡長	各町村長	古墳調査ノ件通牒
7	大正10年1月10日	揖保郡長	龍野町長	名勝保存費補助ニ関スル件
8	大正10年1月17日	揖保郡長	各町村長	史蹟名勝天然記念物保存ニ関スル件
9	大正10年2月2日	龍野町長	兵庫県知事	名勝保存費補助願
10	大正10年3月10日	揖保郡長	各町村長	史蹟名勝調査ノ件通牒
11	大正10年3月11日	龍野町長	揖保郡長	10の回答
12	大正10年3月7日	揖保郡長	各町村長	史蹟名勝天然記念物調査参考資料として、郷土誌等印刷物に關する照会
13	大正10年6月30日	龍野町長	揖保郡長	6月28日古墳調査の件に対する回答
14	大正9年7月7日	龍野町長	揖保郡長	15の回答
15	大正9年6月12日	揖保郡長	各町村長	古墳調査ノ件通牒
16	—	—	—	14の添付文書甲号、狐塚について
17	—	—	—	14の添付文書乙号、出雲塚又は宿毛塚について

掛保郡長の間で交わされた多数の文書から、「狐塚」と「出雲塚」の2カ所を野見宿禰墳墓として史蹟指定をめざしていることがわかる。しかし結局、史蹟には指定されなかった。1932年にも兵庫県に対して調査の上史蹟指定の申請をしているが⁽⁸⁷⁾、これも認められなかったようである⁽⁸⁸⁾。

この「狐塚」は、6世紀の前方後円墳西宮山古墳のことだとされるが、1955年に龍野高校グラウンド拡張工事で取り壊されてしまった。工事に先立って行われた発掘調査では、横穴式石室のほか多くの遺物が発見された。そのなかには、相撲を取る人型が付けられた装飾台付壺なども出土している⁽⁸⁹⁾。西宮山古墳が『播磨国風土記』の野見宿禰伝承のもとになったのではないかという推測もある⁽⁹⁰⁾。

1882年（明治15）以来の野見宿禰墓の変遷をみてきたが、西宮山古墳は消滅し、現在は台山の「出雲塚」が野見宿禰墓として祀られている。

6. 出雲国野見野一野見宿禰の出身地

ともあれ野見宿禰墓は「実在」することになった。野見宿禰と当麻蹶速の角力場も特定され、「相撲発祥の地」となった。野見宿禰が獲得した腰折田も特定された。野見宿禰が居住したとされる場所もあった。敗者、当麻蹶速の塚と顕彰の場もできた。最後に残されたのが、野見宿禰の出身地である。出雲国のどこなのか。

松江藩儒者の黒沢石斎は、承応2年（1653）の地誌『懐橋談』に

来待俗に來海と書く誤れるか。來待川あり古記に見えたり、來海の明神座す。此所に菅原といふ里あり、昔菅家の素生し

給ふ地なり。（略）元來野見は菅公の姓にして、世々此国の公侯たり。能義郡一には能美に作る、然れば今の能義は野見の旧号にて郡となし侍るにや、未だ詳ならず知る人に尋ぬべし⁽⁹¹⁾。

と記している。菅原道真が出雲国意宇郡菅原（菅原天満宮の地）で生まれたという伝承を記し⁽⁹²⁾、そしてその祖は野見であり、出雲国能義郡の能義は「能美」ともされるので、今の「能義」は旧「野見」だとして、野見宿禰と能義郡は関係するのではないかと問題提起している。

しかし『出雲国風土記』には、野見宿禰に関することはみえず、『出雲風土記抄』『出雲風土記解』もとくに記していない。近世には菅原道真伝承とかかわってその祖とされる以上には、野見宿禰に注意は払われていない様にみえる。

明治期に入って野見宿禰にかかわる地が特定されはじめるなかで、1890年の飯田武郷『日本書紀通釈』は、垂仁7年乙亥条に

野見ハ。地名。出雲風土記に飯石郡野見。和名抄因幡国高草郡能美あり（中略）国造系図に。氏祖とあるを以てみれば。宇賀都久怒命にも未なり。かく見もてゆくときは。此野見宿禰は。宇賀都久怒命の子なる事明らけし。

と記している⁽⁹³⁾。「出雲風土記に飯石郡野見」とは、『出雲国風土記』飯石郡条に「野見・木見・石次三野、並郡家南西四十里。有紫草」⁽⁹⁴⁾とあることを指している。飯石郡の野見が野見宿禰と関係しそうなことを示唆しているのである。

その後1931年に松岡静雄が『記紀論究建国篇－師木宮』のなかで

野見宿禰は後土師宿禰道長の上表並に新撰姓氏録によれば土師連（宿禰）の祖

で、天穂日十四世の孫とあり、飯石郡野見〔風〕といふ地に居住した出雲臣の一族なることは明で、其嫡流たるの故を以てスクネ（直系）と号したのであらう⁽⁹⁵⁾。と、とくに根拠を示さないまま野見宿禰は飯石郡野見に居住した出雲臣の一族だと述べた⁽⁹⁶⁾。これを戦後、加藤義成が『出雲国風土記参究』に

野見野は赤来町真木西方の呑谷の山であらう。日本書紀に当麻蹶速を倒し、殉死の幣風を止めて埴輪を進めたと伝える野見宿禰は、この地を郷貫とする部族であらうと松岡静雄氏は記紀論究に述べておられる⁽⁹⁷⁾。

と引用し、以後、赤来町（現飯南町上赤名）の呑谷（野見野）が野見宿禰の出身地だとして一般化していくことになった。

現在、飯南町上赤名の呑谷には「野見野－野見宿禰ゆかりの地」の案内板が立てられ、隣接する国道54号線沿いに、野見宿禰赤名相撲甚句会発起、出雲大社宮司千家尊祐書の「相撲の元祖 野見宿禰顕彰之碑」が、2018年に建立されている。

むすびにかえて

野見宿禰伝承地あるいは遺跡の「発見」、形成、顕彰の過程をみてきた。そこには、関口啓之丞や土屋善之助のような地域の人々、行政関係者だけでなく、たとえば出雲大社の千家尊福や千家尊建、あるいは尾崎清風、中尾方一、出羽海、常ノ花、若鳥など相撲関係者、猿丸吉左エ門などスポーツ関係者、保田与重郎のような文芸評論家、多くの人々が関わり、それぞれの思想、思惑が交錯していた。それぞれの立場と思想を読み解き、その中で野見宿禰顕彰を位置づけなおしてみることが、「は

じめに」で述べた近代国家と相撲・スポーツ、ナショナリズム・戦争の関係を地域社会の歴史と結びつけて展望することにつながるはずである。

また本稿で取り上げたもの以外にも、鳥取市の大野身宿禰神社、たつの市の土師神社、高槻市の野身神社、一宮市の野見神社、豊田市の野見神社など、野見宿禰を祭る神社がある。東京にも国技館の近くに、千家尊福が関わって創建された野見宿禰神社がある。これらも含めた野見宿禰伝承の全体像を歴史のなかに位置づけていく必要がある。

今後の課題としたい。

〔付記〕本稿は、JSPS 科学研究費基盤研究(C) 課題番号 20K00982 (2020～2022年度)の研究結果の一部である。

注

(1)『日本書紀』垂仁天皇7年7月乙亥(7日)条

左右奏言、当麻邑有_レ勇悍士_一。曰_レ当麻蹶速_一。其為人也、強_レ力以能毀_レ角申_レ鉤。恒語_レ衆中_一曰、於四方求之、豈有_下比_上我力_一者_上乎。何遇_レ強力者_一、而不_レ期_レ死生_一、頓得_レ争力_一焉。天皇聞之、詔_レ群卿_一曰、朕聞、當麻蹶速者、天下之力士也。若有_レ比_レ此人_一耶。一臣進言、臣聞、出雲国有_レ勇士_一。曰_レ野見宿禰_一。試召_レ是人_一、欲_レ当_レ于蹶速_一。即日、遣_レ倭直祖長尾市_一、喚_レ野見宿禰_一。於是、野見宿禰自_レ出雲_一至。則当麻蹶速与_レ野見宿禰_一令_レ拵力_一。二人相对立。各拳_レ足相蹴。則蹶_レ折当麻蹶速之脇骨_一。亦踏_レ折其腰_一而殺_レ之。故奪_レ当麻蹶速之地_一、悉賜_レ野見宿禰_一。是以其邑有_レ腰折田_一之縁也。野見宿禰乃留仕焉。

- 『日本書紀』は新訂増補国史大系普及版によった。
- (2) 『日本書紀』垂仁天皇 32 年 7 月己卯 (6 日) 条
 皇后日葉酢媛命〔一云、日葉酢根命〕薨。臨葬有_レ日焉。天皇詔_二群卿_一曰、從_レ死之道、前知_二不可_一。今此行之葬、奈之為何。於是、野見宿禰進曰、夫君王陵墓、埋_二立生人_一、是不良也。豈得_レ伝_二後葉_一乎。願今將議_二便事_一而奏之。則遣_二使者_一、喚_二上出雲国之土部耆伯人_一、自領_二土部等_一、取埴以造_二作人・馬及種々物形_一、獻_二于天皇_一曰、自_レ今以後、以_二是土物_一更_二易生人_一、樹_二於陵墓_一、為_二後葉之法則_一。天皇、於是、大喜之、詔_二野見宿禰_一曰、汝之便議、寔洽_二朕心_一。則其土物、始立_二于日葉酢媛命之墓_一。仍号_二是土物_一謂_二埴輪_一。亦名_二立物_一也。仍下_レ令曰、自_レ今以後、陵墓必樹_二是土物_一、無_二傷人_一焉。天皇厚賞_二野見宿禰之功_一、亦賜_二鍛地_一。即任_二土部職_一。因改_二本姓_一、謂_二土部臣_一。是土部連等、主_二天皇喪葬_一之縁也。所謂野見宿禰、是土部連等之始祖也。
 [] は割書き。以下同じ。
- (3) 新田一郎『相撲の歴史』、山川出版社、1994 年、赤澤史朗「戦時下の相撲界－笠置山とその時代」『戦中・戦後文化論－転換期日本の文化統合』、法律文化社、2020 年、初出 2000 年、など。
- (4) 溝口優樹「『日本書紀』成立後の野見宿禰伝承―再解釈される『日本書紀』の氏族伝承―」『國學院雑誌』121-11、2020 年。
- (5) 『和州旧跡幽考』巻 8、延宝 9 年、国立公文書館デジタルアーカイブ。
- (6) 『日本国花万葉記』巻 3、元禄 10 年、浪華書林、国立公文書館デジタルアーカイブ。
- (7) 『日本輿地通誌』、蘆田伊人編『大日本地誌大系』18、1929 年、所収。
- (8) 秋里籬島選・竹原春朝画『大和名所図会』巻 3、寛政 3 年序、国立公文書館デジタルアーカイブ。
- (9) 暁鐘成選、松川半山・浦川公佐画『西国三十三所名所図会』7、嘉永 6 年、国立公文書デジタルアーカイブ。
- (10) たとえば、藤沢南岳『日本通史』巻 1 垂仁天皇 32 年秋 7 月条、1884 年、飯田武郷『日本書紀通釈』中篇之三、p.633、大八洲学会、1889-90 年、川井景一選編『大和国町村誌集』巻 11、p.11、1891 年、鳥居武平『美術淵源大和周遊誌』下、p.98、大和図書出版本舗、1898 年、藤園主人『大和名勝』、p.78、1903 年、『大和北葛城郡史』上巻、pp.466-467、奈良県北葛城郡、1904 年、同下巻、pp.124-125、1905 年、『日本漫遊名所古蹟案内』、p.71、鍾美堂、1906 年、田山花袋編『新撰名勝地誌』巻 1、p.270、博文館、1910 年、など。いずれも国立国会図書館デジタルコレクション。
- (11) 太田為三郎『帝国地名辞典』上巻、p.663、「コシオレタ」、三省堂、1912 年、国立国会図書館デジタルコレクション。
- (12) 阪田一郎「大和名所巡路図」、1896 年、国立国会図書館デジタルコレクション。
- (13) 奈良県立農事試験場『奈良県土壤調査成績』、p.60、1911 年、国立国会図書館デジタルコレクション。
- (14) 『奈良県史蹟勝地調査会報告』第 1 回、委員水木要太郎調査報告、奈良県、1913 年、復刻版、大和文化財保存会、1977 年、pp.19-20。
- (15) 高田十郎編『大和叢書 第 1 大和の伝説』310「腰折田」、大和史蹟研究会、1933 年、国立国会図書館デジタルコレクション。
- (16) 『広報かしば』2017-10 (No.614)、p.6、

- 香芝市役所、2017年。
- (17) 当地に設置されている解説板（2022年10月時点）、桜井市観光協会公式サイト（<https://sakurai-kankou.jimdo.com/> 名所旧跡 / 山の辺の道 - 大神神社ほか / 相撲神社 /、2022年12月29日アクセス）では「カタヤケシ」とする。しかし本稿で引用する大正・昭和初期の諸資料は、「カタヤシキ」「片屋敷」「形屋敷」と表記している。
- (18) 『史籍集覧』107 史料叢書9、近藤瓶城、1883年。改訂『史籍集覧』（近藤出版部、1902年）では第16冊に収録、国立国会図書館デジタルコレクション。
- (19) 根間弘海「行司と草履」『大相撲行司の伝統と変化』、専修大学出版局、2010年、同「江戸時代の行司の紫房と草履」『人文科学年報』43、2013年。
- (20) 新田一郎、前掲注(3)書。
- (21) 和歌森太郎『相撲今むかし』、河出書房新社、1963年。
- (22) 奈良県磯城郡編『奈良県磯城郡誌』、p.325、奈良県磯城郡、1915年、国立国会図書館デジタルコレクション。
- (23) 尾崎清風は、『相撲世界』などを刊行していた相撲世界社の社長となる。1942年刊行の歴代横綱手形刊行会『歴代横綱手形』の編者で、同書あとがきには、吉田司家公認歴代横綱手形刊行会・第二国民相撲奨励会本部の理事長・吉田司家顧問としてみえる。同書自体が、尾崎清風が保存していた歴代横綱手形を影印出版するもので、名誉顧問に頭山満、陸軍大将尾野実信（1939年まで大日本相撲協会会長）ら、名誉会長に吉田追風が名を連ねている。
- (24) 元横綱常陸山の出羽ノ海谷右エ門は1922年死去。その死去から1923年の入間川梶之助（元小結両国梶之助）への出羽海継承の状況は、両国梶之助の次に出羽海を継承する常ノ花寛市（出羽海秀光）の『私の相撲自伝』（ベースボール・マガジン社、1954年）に詳しい。
- (25) この年には相撲協会をゆるがした三河島事件が起こっていたことも注意される。
- (26) 出羽海梶之助か。
- (27) 以上、尾崎清風「野見宿禰の遺跡—顕彰の手初めに常ノ花一行」『野球界』19-7（臨時増刊相撲号）、pp.60-61、1929年。
- (28) 日本相撲協会博物館運営委員監修『近世日本相撲史』第1巻、ベースボールマガジン社、1975年。
- (29) 前掲注(28)『近世日本相撲史』第1巻。
- (30) 熊田葦城『日本史蹟大系』第1巻、pp.261-262、平凡社、1935年、国立国会図書館デジタルコレクション。
- (31) 中尾方一「宿禰・蹶速相撲の跡と蹶速塚について」『相撲趣味』62、1974年。なお中尾は熊田葦城の『日本建国史』の形屋敷の記述を読んだとしているが、『日本史蹟大系』のことではないかと思われる。
- (32) 中尾方一、前掲注(31)記事。
- (33) 保田与重郎「大和国穴師大兵主神社国技発祥地昭和顕彰祭」『保田与重郎全集』第33巻、pp.307-315、講談社、1988年、初出1962年、『広報わかざくら』2020-1（No.1307）、pp.4-5、桜井市総務課、2020年。また、相撲神社境内解説板（2022年10月時点）も参照。保田与重郎には「国技相撲発祥の地」（前掲全集第33巻、pp.299-303、初出1962年）もある。なお保田の王権論と思想については、千田稔「古代王権論と文芸者の射程—馨余について」（『国際日本文化研究センター紀要 日本研究』16、1997年）などの分析がある。保田与重郎の思想と野見宿禰顕彰の関係は検討されな

- ければならない問題だろう。
- (34) 渡辺澄夫『畿内荘園の基礎構造—特に均等名庄園・摂関家大番領番頭制庄園等に関する実証的研究』、吉川弘文館、1956年。
- (35) 『大和志料』下巻、式上郡、pp.14-15。
- (36) 興福寺・天理図書館文書、『平安遺文』4639・4640号。
- (37) 池田雅雄『相撲開祖野見宿禰と大和国出雲村』、相撲開祖野見宿禰顕彰会、1985年、同著・池田雅之・谷口公逸編『野見宿禰と大和出雲—日本相撲史の源流を探る』、彩流社、2006年。
- (38) 前掲注(22)、『奈良県磯城郡誌』、pp.286-287。
- (39) 前掲注(22)、『奈良県磯城郡誌』、p.287。
- (40) 桜井市史編纂委員会編『桜井市史』上巻「文化財編」第3章「石造美術」第3節「石塔」、pp.915-916、桜井市役所、1979年。
- (41) 前掲注(40)、『桜井市史』上巻「社寺編」第1章「神社」第11節「初瀬地区の神社」、pp.1083-84。
- (42) 池田、前掲注(37) 1985、p.9。
- (43) 大塚広三郎編『金鶏の光』、鳥見山霊時顕彰会、1939年、国立国会図書館デジタルコレクション。同書 pp.47-53 に、元治元年3月15日条～8月2日条を抜粋翻刻している。またこの日記は、『神武天皇聖蹟調査報告』（文部省宗教局保存課、1942年、国立国会図書館デジタルコレクション）pp.207-209にも引用される（当該部分は省略）。桜井、谷周辺は伊勢津藩領であり、津藩の修陵事業と関係する記録とみられる。
- (44) 猿丸吉左エ門は同志社大学出身で、相撲の学生横綱になったほか、砲丸投げ、ハンマー投げで日本記録をつくり、ラグビーや柔道でも活躍した。1937年時点では兵庫陸上競技会副会長などを務め、翌38年には同志社理事になっている。1948年から芦屋市長を1期つとめた。田中智子「戦時同志社史再考—運営体制の分析から」『キリスト教社会問題研究』62、2013、力武敏昌「芦屋ゆかりのスポーツ人物像①猿丸吉左エ門 日本スポーツ界に輝いた”巨星”」芦屋市 Web サイト <https://www.city.ashiya.lg.jp/sports/yukari/sarumaru.html> (2022年12月31日アクセス) 参照。
- (45) 千家尊建は、出雲大社宮司・国造千家尊紀の子、千家尊福の甥。1930年から出雲大社教大阪分院長、1936年には命(みこと)会を結成、その盟主として皇道日本主義の宣揚に勤めた(島洋之助編『人材・島根—県人名鑑』、pp.197-198、島根文化社、1938年)。その後1939年から出雲大社東京分祠長・神道大社教務兼務となる。
- (46) 中尾方一、前掲注(31) 記事。
- (47) 6月9日より13日間開催された。「大阪国技館竣工記念大相撲」『相撲』2-8、1937年、日本相撲協会博物館運営委員監修『近世日本相撲史』第2巻、ベースボールマガジン社、1977年。
- (48) 島田福雄「青葉の『当麻』詣で」『上方』91、1938年。
- (49) 前掲注(9) 書。
- (50) 奈良県北葛城郡編『大和北葛城郡史』下巻 第12編町村史 第8章当麻村史 墳墓、pp.181-182、1905年。
- (51) 大和高田市史編集委員会編『大和高田市史』史料編、pp.104-109、大和高田市、1982年。
- (52) 前掲注(14)、『奈良県史蹟勝地調査会報告書』、p.5、および第1図。
- (53) 兼岡理恵「前田綱紀と風土記」『風土記受容史研究』、笠間書院、2008年、初出

- 2006年、垣内章「近世末期における『播磨国風土記』の書写・伝播過程について—播磨における風土記の受容—」『播磨学紀要』19、2016年、垣内章「幕末以降の『播磨国風土記』写本のネットワーク」、兵庫県立歴史博物館ひょうご歴史研究室編『『播磨国風土記』の古代史』、神戸新聞出版センター、2021年。
- (54) 沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉編『風土記—常陸国・出雲国・播磨国・豊後国・肥前国』山川出版社、2016年。返点を付した。
- (55) 古林伊代治『野見宿禰墓の由来』、霞城文化自然保勝会、1981年。
- (56) 龍野市史編集専門委員会編『龍野市史』第1巻第3章第1節「『風土記』の世界」(石田善人執筆) pp.279-283、龍野市、1983年、および同第3巻第2章第3節「栄光と悲哀の中の生活・文化」(広田昌希執筆) pp.382-383、龍野市、1985年。
- (57) 龍野市教育委員会編『龍野市立歴史文化資料館図録 野見宿禰と相撲』「龍野における野見宿禰墓の変遷」、pp.54-59、龍野市立歴史文化資料館、1994年。
- (58) 信原克哉『野見宿禰の墓屋』、ブックハウス・エイチディ、2008年。
- (59) 野見宿禰関係資料の調査にあたっては、たつの市立龍野歴史文化資料館にお世話になった。記して謝したい。
- (60) 近藤左知子「岡平保『播磨風土記考』翻刻(上)」『皇学館論叢』46-3、2013年。
- (61) 世良孫植については、宮地正人『歴史のなかの『夜明け前』—平田国学の幕末維新』、吉川弘文館、2015年。
- (62) 関口啓之丞「野見宿禰墳墓発見記」『好古叢誌』7編上巻、好古社、1885年、国立国会図書館デジタルコレクション。
- (63) 『兵庫県揖保郡地誌』、兵庫県揖保郡役所、1903年、復刻、臨川書店、1986年。復刻版、pp.745-747。
- (64) 『新撰姓氏録』右京神別下では、「土師宿禰、天穗日命十二世孫可美乾飯根命之後也」としている。
- (65) 千家武主編『出雲国造伝統略』、千家武主、1882年、国立国会図書館デジタルコレクション。
- (66) 出雲国造、千家尊福と野見宿禰の関係については、岡本雅亨『千家尊福と出雲信仰』(ちくま新書、筑摩書房、2019年、pp.43-47)でも取りあげられている。
- (67) 北島齊孝編『出雲国造系統伝略』、北島齊孝、1898年、国立国会図書館デジタルコレクション。
- (68) この祭神論争と、その前後の千家尊福の動向については、岡本雅亨、前掲注(66)書、原武史『〈出雲〉という思想—近代日本の抹殺された神々』、公人社、1996年、講談社学術文庫、2001年。
- (69) 以上の経過は、大正9年(1920)6月30日付揖保郡長より各町村長宛「古墳調査ノ件通牒」に対する龍野町の回答乙号(「野見宿禰墳墓ニ関スル書類」)。
- (70) 古林伊代治、前掲注(51)書。前掲注52『龍野市史』。参道の途中にある石鳥居には「明治三十六年四月」「猷龍野町三木彌兵衛」と刻されている。
- (71) 前掲、注(69)「古墳調査ノ件通牒」。
- (72) 古林伊代治、前掲注(55)書。大阪毎日新聞・明治38年6月2日付。
- (73) 酒井忠正『日本相撲史』中巻(明治・大正篇)、p.184、pp.199-200、日本相撲協会、1964。
- (74) 前掲注(56)『龍野市史』。
- (75) 福尾正彦「陵墓に取り憑かれた人々—谷森善臣・増田于信・山口鋭之助ほか—」『陵

- 墓研究の道標』山川出版社、2019年。
- (76) 斎藤達哉「増田于信と『新編紫史』」『國學院雑誌』107-6、2006年。
- (77) いずれも「野見宿禰墳墓ニ関スル書類」のうち。滑川考証写が2部、増田考証写が3部、野見宿禰墓に関する龍野町の各種申請の添付文書として現存している。
- (78) 関口啓之丞「吉備津塚考」『好古類纂』第4集、好古社、1901年、国立国会図書館デジタルコレクション。
- (79) 神戸大学附属図書館所蔵、自筆本。各郡の奥書によると、同書は1909～12年にかけて調査、執筆されている。「野見宿禰墳墓考」を含む揖保郡は1911年8月12日に記述終了と記されている。
- (80) 滑川友市『標註播磨風土記』、1911年、神戸市立中央図書館所蔵、自筆本。当該部分は以下の通り。
- 野見宿禰ノ墓域ハ龍野町台山ニアリト云ヒ、又日山村狐塚コレナリト云。土師村トモ云フ。狐塚ハ前方後円ノ正シキ陵墓ニ似タル古墳ニシテ立野ナレバ、野見宿禰蓋コノ狐塚ナル可キカ「同町字台山ニ出雲塚アリ。野見宿禰墓ト云フ」(挿入)尚考フ可也。
- (81) 「野見宿禰墳墓ニ関スル書類」のうち。萩野由之の意見書の日付は不明だが、神宮皇学館評議委員・東京帝国大学文科大学教授として記しているのが、神宮皇学館評議委員になった1913年から東京帝国大学が改組される1919年の間になる。神社創立の動きのあった1916年ころかもしれない。古林伊代治、前掲注(55)書も、1915～16年ころと推測している。
- (82) 大正5年(1916)月日「神社創立願」(「野見宿禰墳墓ニ関スル書類」)。
- (83) 黒田宗篤『宮地巖夫研究1—その半生について—』、玉廼舎塾、2011年。また宮地巖夫の職歴については、大久保青素「先生の業務」(宮地巖夫『本朝神仙記伝 下之巻』本朝神仙記伝発行所、1928年、国立国会図書館デジタルコレクション)。
- (84) 前掲注(82)「神社創立願」、昭和年月日大蔵大臣宛「国有雑種財産無代譲与ノ義稟請」(「野見宿禰墳墓ニ関スル書類」)。
- (85) 龍野市教育委員会、前掲注(56)書。
- (86) 前掲注(84)「国有雑種財産無代譲与ノ義稟請」。
- (87) 昭和7年(1932)8月日「史蹟調査ノ義申請」(「野見宿禰墳墓ニ関スル書類」)。
- (88) 龍野市教育委員会、前掲注(57)書。
- (89) 前掲注(56)『龍野市史』第1巻第2章第3節4「西宮山古墳」(松本正信執筆)、pp.241-251、龍野市教育委員会、前掲注(57)『野見宿禰と相撲』。たつの市立龍野歴史文化資料館『図録西宮山古墳』、2021年。なお西宮山古墳の調査報告書は作成されていない。
- (90) たつの市立龍野歴史文化資料館、前掲注(89)書。
- (91) 谷口為次校『懐橋談・隠州視聽合紀』(出雲文庫)、松陽新報社、1914年。
- (92) 菅原天満宮の創建と菅原道真出生伝承については、『宍道町史 通史編 上巻』第3章第1節3「菅原天満宮の創建」(井上寛司執筆)、pp.381-384、宍道町、2001年。
- (93) 飯田武郷『日本書紀通釈 中篇之三』、大八洲学会、1890年、pp.630-631、国立国会図書館デジタルコレクション。
- (94) 前掲注(54)書。
- (95) 松岡静雄『記紀論究建国篇一師木宮』同文館、1931年、p.274、国立国会図書館デジタルコレクション。
- (96) 『出雲国風土記』には飯石郡少領として

出雲臣弟山がみえ、弟山はその後出雲国造
になっている。このことも念頭にあったの
かもしれない。

(97) 加藤義成『出雲国風土記参究』改訂増
補版、p.396、原書房、1962年。